

SPC JINJIKEN NEWS



技能実習に代わる新制度「育成就労制度」 1年で転籍可 (11/25)

政府の有識者会議は 24 日、技能実習制度に代わる新制度創設等を盛り込んだ最終報告書をまとめた。原則就労 1 年超であること、一定の技能や日本語能力があることを要件として、同一業務区分内での本人の意向による転籍を可能とする。ただし、当分の間、各業界の判断で転籍制限期間を 2 年を超えない範囲で設定できるとする経過措置を検討する。この最終報告を受け、政府は来年の通常国会への関連法案提出を目指す。新制度への移行までには数年程度の周知期間を設けるとみられる。

賃上げ平均 9,437 円 過去最高を記録 (11/29)

厚生労働省は 28 日、2023 年の賃金実態調査を発表した。ベースアップや定期昇給による月額賃金の改定額は社員 1 人当たり平均 9,437 円（前年比 3,903 円増）のプラス、改定率はプラス 3.2%（同 1.3 ポイント増）となり、いずれも比較可能な 1999 年以降で過去最高を記録した。同省は、物価高を背景に賃上げに踏み切る企業が増加したとみている。

公取委 価格転嫁指針を作成 中小の価格転嫁促す (11/30)

公正取引委員会は 29 日、中小企業の賃上げを促すため、労務費を適切に転嫁できるよう価格交渉についての指針を公表した。発注者に定期的に労務費の転嫁について協議することを求め、協議なしで長年価格を据え置くことは独

禁法違反や下請法の「買いたたき」に当たるおそれがあるとし、指針に沿わない行為をすることにより公正な競争を阻害する恐れがある場合には、厳正に対処するとしている。

「育児時短就業給付（仮称）」は毎月の賃金の 1 割給付で調整 (11/30)

厚生労働省は、2 歳未満の子どもを育てる労働者向けに、短縮した時間を問わず短時間勤務時の毎月の賃金の 1 割を給付する方向で調整に入った。給付の名称は「育児時短就業給付（仮称）」で、支給要件は育児休業給付と同様とする。年内に同省の審議会で原案を示し、2025 年度からの導入を目指す。

「くるみん」認定基準厳しく 男性育休取得率 30%に引上げ (12/4)

厚生労働省は「くるみん」の認定基準として、男性育休取得率の基準を現在の 10%から 30%に引き上げる方向で調整する。フルタイム労働者の平均時間外労働時間も、「月 45 時間未満」を「月 30 時間未満」へと引き下げる。年内に分科会の議論をまとめ、2024 年以降に変更するよう関連省令を改正する。

児童扶養手当 拡充へ (12/7)

政府は、低所得のひとり親世帯などに給付する児童扶養手当を拡充する方針。第 3 子以降の支給を、現行の月額最大 6,250 円から 1 万 420 円に引き上げるほか、支給要件となる所得制限も緩和する。満額支給される年収の上限目安は 190 万円未満（現行 160 万円未満）に引き上げ、支給対象となる年収の上限目安も 385 万円（現行 365 万円）へ引き上げる方向。来年の通常国

会での改正法案成立、2025 年 1 月支給分からの実施を目指す。

来秋に紙の保険証廃止を表明 (12/13)

岸田首相は 12 日、マイナンバー情報点検総本部で、点検結果の報告を踏まえ、紙の保険証を来秋に廃止すると表明した。今後は、再発防止対策を講じつつ、マイナ保険証の円滑な利用に向けて、マイナンバーカードの改善を進める。総務省では、暗証番号の設定が不要で用途を保険証や本人確認書類に限定したマイナンバーカードを、高齢者の負担軽減策として 15 日から導入し、希望者全員に交付する。

トラック運賃 指標見直し (12/16)

国土交通省は、トラック事業者が荷主から適正な運賃を得るための指標として示している「標準的な運賃」を、平均 8 % 上げる見直し案を公表した。案では、運転手が荷物の積下ろし作業を強いられる場合に、その対価を運賃に加算するための目安も新たに盛り込まれた。待機時間の対価も引き上げる。年明けに運輸審議会に諮問し、来年度からの運用を目指す。

介護 2 割負担の拡大 見送り (12/20)

介護保険サービス利用料を 2 割負担する対象者拡大の実施が、先送りされることとなった。厚生労働大臣は、財務大臣折衝後の折衝後の会見で、負担への金融資産などの保有状況の反映の在り方やきめ細かい負担割合の在り方と併せて引き続き検討を行い、2027 年度までに結論を得るということとした、と述べている。

診療報酬 全体で改定率マイナス 0.12%に決定 (12/20)

来年度の診療報酬の改定率が、全体では 0.12%減に決定した。医療従事者等の人件費に充てる「本体」部分は 0.88%（うち 0.61%は看護師やリハビリ専門職などへの賃上げ、0.28%は若手医師の賃上げや事務職員の賃上げに配分）増、薬代の「薬価」は 1 % 減となる。

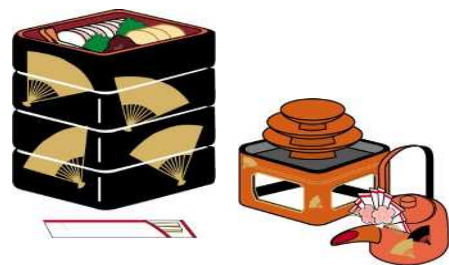
また、同時改定される介護報酬は 1.59%、障害福祉サービス等報酬は 1.12%、それぞれ引き上げることとなった。

65 歳以上の介護保険料 所得 420 万円以上で引上げ (12/21)

厚生労働省は、65 歳以上の所得上位層の介護保険料に関し、2024 年度から引き上げる方針を示した。対象となるのは年間の合計所得が 420 万円以上の人で、高齢者人口の 4 % に当たる約 145 万人。現行 9 段階の介護保険料の所得区分は、「420 万円以上」から「720 万円以上」までの階層を細分化し、全体で 13 段階とする。引上げ分は、低所得者の保険料引下げの財源にする。

健康保険証 マイナ保険証への一本化は 2024 年 12 月 (12/22)

政府は 21 日、現行の健康保険証を 2024 年 12 月 2 日に廃止する方針を固めた。22 日の閣議で廃止日を定める政令を決定する。「マイナ保険証」に事実上、一本化され、同日以降は新規発行が停止される。発行済みのものは有効期限内であれば最長 1 年間は使用可能。マイナカードを持たない人には「資格確認書」を発行して対応する。



★この支援措置を受けるためには、パート・アルバイトの方（被扶養者である方）がご自身の職場から一時的に収入が増加した旨の証明をもらい、その配偶者の方（被保険者である方）が職場における被扶養者の収入の確認時に、その証明を提出する必要があります。

厚生労働省からは、この支援措置に関する様式「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」も公表されています。

この支援措置の内容を詳しく知りたい場合は、気軽にお尋ねください。必要であれば、証明書も用意します。



施行済みの改正

令和6年1月からの電子取引データの保存方法を確認しておきましょう

電子帳簿等保存制度の見直しにより、令和6年1月からは、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている方は、注文書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子取引データを保存しなければならないこととされます。施行期日が迫るなか、その保存方法などを分かりやすく説明したリーフレットが国税庁から公表されていますので、紹介しておきます。

.....システム導入が難しくても大丈夫!! 令和6年1月からの電子取引データの保存方法.....

令和6年1月からは保存要件に従った電子取引データの保存が必要となります。

左のリーフレットは2枚構成ですが、2枚目では、準備が間に合わない場合の対応についての説明がされています。

必要であれば確認しておくといでしょう。